

平成27年度第5回山梨県個人情報保護審議会議事録

1 日時 平成27年11月19日(木) 午前10時30分~午前11時00分

2 場所 恩賜林記念館1階東会議室

3 出席者(敬称略)

(委員) 吉澤宏治、堀内寿人、市川由美、坂本玲子(原敏 欠)

(事務局) 森田課長、関総括課長補佐、田辺、石原、矢竹、遠藤

4 傍聴者数 0人

5 会議に付した議題等

(1) 山梨県個人情報保護条例の改正について

(2) その他

6 議事の概要

(1) 山梨県個人情報保護条例の改正について

(議長)

それでは議事を始めさせていただきます。議題は行政不服審査法の改正に伴う山梨県個人情報保護条例の改正について説明をお願いします。

(事務局)

- 資料に基づき行政不服審査法の改正の概要、諮問に対する答申案について説明 -

(議長)

ただいまの説明について何か意見・質問はあるか。

(委員)

前回欠席をしてしまったので、そういう説明もあったのかもしれないが、今回の法改正で公正性の向上や使いやすさの向上とあるが、現行で公正性や使いやすさというのは問題になっているのか。

また、改正後は内容がいくつか加わるということで、ケースバイケースだと思うが、請求者が裁決に至るまでの期間は従前より時間を要することになるのか。

(事務局)

一点目のご質問について、私学文書課では県庁内全体の裁決草案の相談を受けるという業務を行っている。

具体例を挙げると税金に関する処分については県税事務所が知事の委任を受けて処分を行っている。

この処分に不服のある者は、事務所の処分に対する不服の申立てを知事に対して審査請求するという構造になっている。

ところが、これは知事部局というより本庁にあたるが、本庁において審査を行うのは税務課である。税務課というのは、県税事務所を束ねる組織である。

そうなるとうとう現場寄りの物の見方をするということが多くなる。

現場で行った処分を覆すというのがなかなか困難な立場にある。

本来であれば、行政不服審査の手続については、違法であるかどうかということ審査する以上に、広く不当も併せて、判断をするということが求められている。

しかし、なかなか不当というところまでは審査されずに、違法でないという視点だけで審査が行われるケースもある。

そういったケースでは、もしかすると本来法が求めている公正性に欠け、満たないあるいは達成されていないという場面もあったのではないかと思われる。

二点目のご質問について、現行制度における不服申立ては、処分した所属が審理をして、裁決書・決定書を不服申立人に送付するというになっている。

そのため、審理員や行政不服審査会を介さない分、一般的には現行制度のほうが早いのではないかと記述をしている文献もある。

ただ、先程説明したとおり、公正性といった点で必ずしも十分ではなかったのではないかとこの疑義があったことから、審理員による審理手続を経て外部機関による審理手続を行うこととなっている。その意味では審理期間が長くなる懸念がないわけではない。

なお、山梨県個人情報保護審議会及び山梨県情報公開審査会については、元々外部委員で構成される第三者機関に諮問をしており、現行制度を維持する予定である。

そのため、これらの審理期間については従来とかわらないのではないかと。

(委員)

審理員手続を適用しないことができるという法律上の根拠はどこか。

(事務局)

行政不服審査法第9条第1項ただし書は以下のように分けられている。

一つ目は次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合。

二つ目は条例の定める処分について条例に特別の定めのある場合。

三つ目は却下する場合。

同条はこれらの場合には審理員手続を経ないことと規定している。

一つ目の場合について、同項各号を見ていただくと、特別に設置される委員会、特別な機関、行政庁の附属機関によって直接審査をする場合については審理員手続は必要がないとの規定になっている。

これは、審査請求のあて先がこれらの機関にあたるため、行政庁内に審理員を置く必要がないということになっている。

その構造から特別の専門機関が審査をする場合には審理員の審理は必要ないという規定が前段である。

山梨県個人情報保護条例上の手続にあつては、あて先は知事となっているが、内部的な構造としては、審査請求を受けると自ら審査せずに審議会に諮問をさせていただいている。

実質的な決定については、審議会でご判断いただき、それを尊重して裁決を行うという構造になっている。

そうすると、審査請求のあて先は実施機関たる知事か第三者機関たる審議会かという違いはあるが、内実はただし書前段で定められている特別な機関に審査請求がなされる場合と同列であろうということで、ただし書前段では直接読めないが、実質的に同様の内容が担保されているということから、条例に特別な定めを置くことで、審理員手続を除外することが妥当なのではないかという考えを採っている。

(委員)

あくまでこれは山梨県個人情報保護条例の場合ということか。他の条例でもこのように審理員手続の除外するものもあるか。

(事務局)

行政不服審査会を設置するという事になっており、原則としてそちらで審査をすることになっている。個人情報保護審議会や情報公開条例審査会は、国が典型例として挙げているものなので、この2つについては審理員手続を除外し、それぞれの第三者機関を存置する方向で検討している。

#### (4)その他(次回の日程について)

(議長)

そのほかに何かあるか。

(事務局)

社会保障・税番号制度の開始に伴い、当審議会の委員報酬について、源泉徴収票作成事務のため、マイナンバーの提供をお願いする予定である。

(委員)

マイナンバーの提示は郵送で対応することとなるか。

(事務局)

まだ明確に決まっていないが、郵送事故もあり得るため、なるべく直接いただく方向で考えている。